

議案第26号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市成田26地割25番2ほか3筆
12,000.16平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

127,201,696円

4 処分する相手方

東京都港区芝浦三丁目1番21号
キオクシア株式会社
代表取締役社長 早坂伸夫

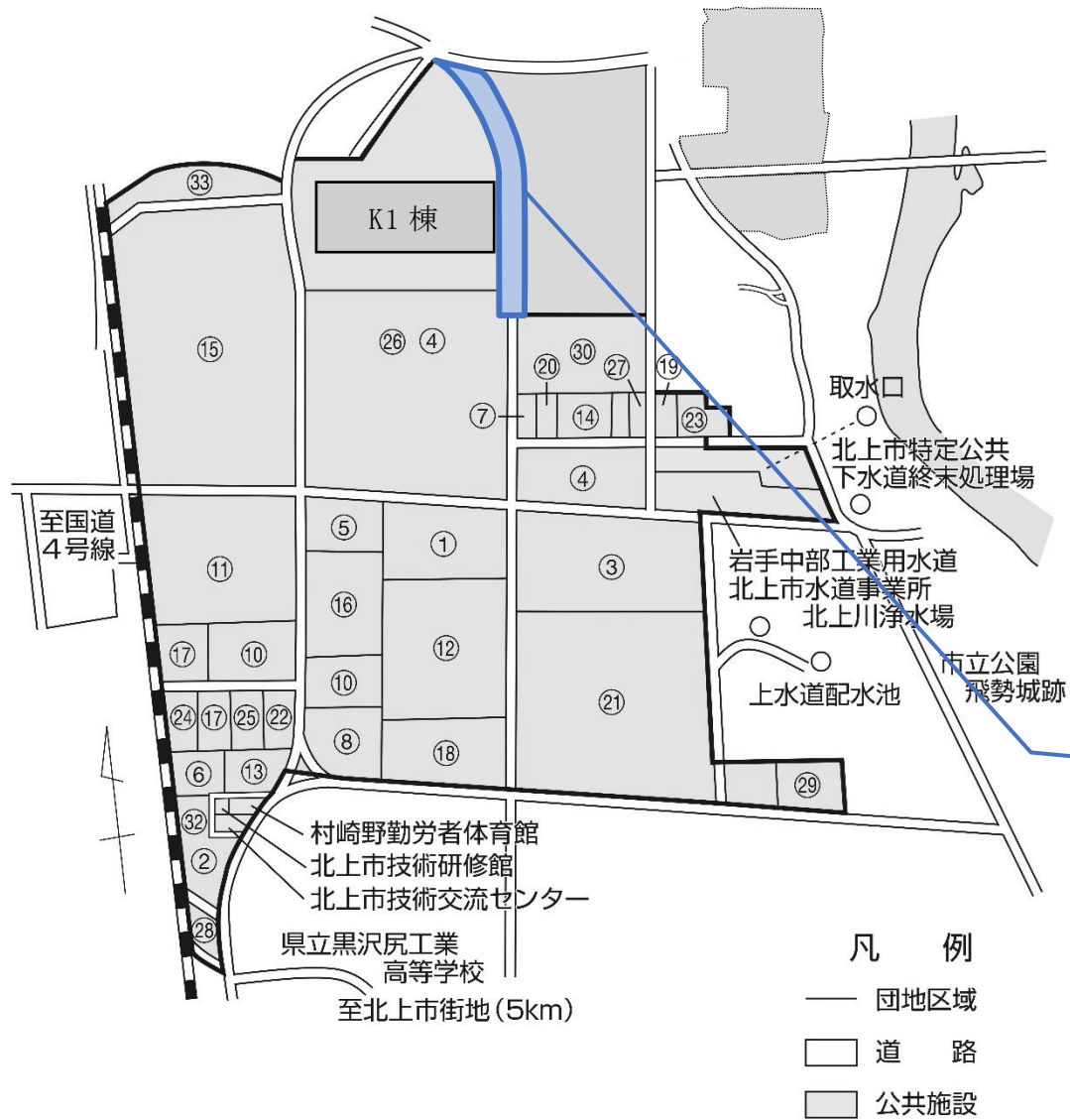
令和3年7月15日提出

北上市長 高橋敏彦

提案理由

北上工業団地において操業しているキオクシア株式会社の事業用地として、処分しようとするものである。

【キオクシア株式会社 分譲予定区画位置図】



北上工業団地	12,000.16 m ²
北上市成田26地割25番2	1,622.41 m ²
北上市村崎野26地割32番32	5,351.10 m ²
北上市北工業団地770番4	5,025.73 m ²
北上市成田26地割24番12	0.92 m ²
(計)	12,000.16 m ²